

近代政治史の方法と論争史

奥田和美

私がこの巻を選んだのは、「民法典論争の政治史的考察」が含まれていたからである。特集を組むにあたって、読み方は個々の自由にまかせるということだったが、この論文だけを取り上げるわけにもいかないで、なんとか私なりに消化に努めようとした。しかし、いざ読んでみるとなかなか私の手に負えない。そこで、著者には失礼だが、私が読んだままのことを素直に披瀝することとする。

この著作集は遠山氏本人が選んだ著作によって構成されているので、どのような著作をどのようなテーマのもとに構成するか、という点に著者の研究歴の自己認識がある程度うかがえて興味深く読ませていただいた。

本巻の構成と発表年代の関係について見てみると、「Ⅰ 概説」が一九六七年、「Ⅱ 議会開設後の諸問題」は一九五〇年代が二本、七〇年代が五本、八〇年代が一本、「Ⅲ 分析の視角」は九本全て六〇年代である。全体的には一九五一年から八四年までの論文が収められている。これらの著作と書かれた時代の背景、あるいはその時々の歴史学の状態とを逐一突き合わせてみると、非常に敏感に情勢に反応しておられるのがよく分かる。七二年「日本近代史における沖繩の位置」、六八年の「『明治時代』をどうみるか」、「明治百年記念式典と歴史学」などがよい例である。また、著者の日本近代史論は、芝原拓自氏との論争や時代区分の問題（六三年）、日本の近代とアジアの関係（六三・六六年）、世界史と地域史の問題（六五・六六年）などをとおして一九六〇年代に確立した（六〇年代の歴史学の雰囲気は、『歴史評論』九三年七月号所収の中村政則「遠山史学と私の歴史学——明治維新と帝国主義」でつかむことがで

きる）。そして、これらの論稿はⅠの「概説」（六七年）に結実していく。遠山史学の真骨頂がたえず歴史像を構築しようとしていることにある（この点については前掲書所収、鈴木良「遠山史学に学ぶもの——歴史教育論について」で歴史教育への関心によるものであることがわかる）とすれば、近代史像の提示と個別論文の執筆とがどのような緊張関係のもとに行われているかが、この巻を読むとよく分るのである。巻末の解説者がいうような「アプリアリの理論的枠組や固定的な概念から議論を出発させていない」ことや、遠山史学を評していわれる「柔軟さ」の秘密が解き明かされるような魅力がこの巻からは伝わってくる。

また、大湖氏も指摘しているように（『本誌』五頁〜七頁）、歴史における個人の意識や行動、あるいは論争を丹念に掘り下げることによって歴史状況を描いていくというやり方も、この柔軟さに寄与していることであろう。これについては「民法典論争の政治史的考察」で考えてみたい。

民法典論争に関する研究は、平野義太郎や星野通らによって深められたが、論争史研究にしばしばみられる二者対立図式の単純化が彼らにも見られた。すなわち、「近代的西欧的進歩主義と封建的国家的保守主義、ブルジョア自由主義と自由民権主義と絶対主義的国家主義」藩閥官僚主義（七一頁）の対抗関係としてとらえることである。

遠山氏はこれに異議を唱えた。その根拠として著者があげたのは、①断行派が延期派の論理体系をそのまま援用しえたのはなぜか②自由党、改進黨に約四割の延期派がいること（中立系、政府系は五）

六割)、の二点である。結論は、両者が本質的な対立関係にあったのではなく、自由民権派と国権派、民党と吏党を横断して延期派が成立したとする。そして、著者の目的はこの点をめぐる論争の政治的意義を明らかにすることであった。その際注意点として、①フランス法典の直訳移植をしようとした政府の意図、②法典編纂と条約改正の関係、③国体の基底としての忠孝道德の強調が憲法制定過程と一体になって教育思想の前面に押し出された社会情勢、④①②③の総合としての民法典論議の歴史的意義の確定、を掲げた。議会での論争の分析はもとより、自由民権学の代表とされる大井憲太郎の思想その役割の考察を通じて先の結論に達したのである。

これらの点について著者が明らかにしたことを列挙するとつぎのようになる。

(1)フランス民法がモデルになったのは、その近代性ではなく、中央集権的画一性による、(2)直訳臭が強いのは憲法制定を優先したため民法編纂が二次的なものになったため、(3)さらに二次的なものなるがゆえに条約改正の道具になった、(4)条約改正問題により自由民権派が対外硬に転じ、自由民権派の闘争の主観的意図にかかわらず延期派の論拠の素地を築いた(反都市・地方分権、民権の前提としての国権、本源的蓄積過程の過酷さの前に形成された自由主義的経済政策への懐疑||統制主義)、(5)民党の反動化が政府の反動主義と競合し、大衆の反動主義受入れの下地となった、(6)反動化した民党に対する政府の切り崩しによって民党が分裂、偶然的な色彩によって個々の議員の賛否がきまった。

このように、種々の政治的要素が複雑にからまりあって、議会での論争の本質がいまいになり、その結果、民党・吏党を横断して延期派が形成されたとするのである。

以上が内容のあらましであるが、私がこの論稿に興味をおぼえたのは次の点である。

星野通「民法典論争史」には、昭和一九年刊の日本評論社版と昭和二四年刊の河出書房版がある。遠山氏が批判の対象にしたのは

もちろん戦後版であるが、両者には基本的な論点の変更はない(もっとも戦前版には時局向けの言い回しが随所にみられる)。戦後のものは戦前にあった資料編を削除し、若干の新資料を付け加え、さらに見出しを細かくして読みやすくしてある。逐一比較をしたわけではないが、論争の歴史的評価を述べた部分に時代の変化が読み取れる。戦後版には「人事編規定の大家族破壊非難の如きもきはめて反民主主義的封建的なものであり、その当否は現下の我等の頭脳を以てせばきはめて明々白白なもの」という文言が加わっている。当時の状況としては無理からぬことであろう。民法典論争の評価が間接的に明治民法批判につながっているのである。遠山氏の論稿が執筆された一九五〇年(発表は五一年)は、占領政策の転換が始まり、いわゆる「逆コース」を迎える時代である。「家」制度についていえば五四年に自由党憲法調査会(会長岸信介)が「日本国憲法改正案要綱」を作成し、憲法二四条を問題にするという動きがおこり、「家」の復活が現実味を帯びている時期である。民法の問題を取り上げたのは、ある意味では時宜を先取りした観もある。しかし、遠山氏の「柔軟さ」は、星野氏のように延期派の反民主主義的封建性を明々白白のことと単純化することから解放されているところにある。私が評価したいのはまさにこの点である。その後、民法典論争については、熊谷開作氏の民法典論争と旧民法性格論の混同を指摘する論文や水林彪氏の土地法をめぐる論争に関する論文(旧民法の「賃借権」を物権とするか人権とするかをめぐって論争があった)などがだされ、この小稿を書くために読むことができたのは収穫であった。